

官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領【概要】

■目的・概要

官庁施設の設計業務等を委託する場合に、予定価格のもととなる設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的に、設計業務等委託料の積算の標準的な方法について、令和6年国土交通省告示第8号及び平成27年国土交通省告示第670号の考え方にに基づき必要な事項を定めたものです。

■主な内容

- ・設計業務等委託料の構成
- ・設計業務等委託料の積算
- ・業務人・時間数の算定方法（新築工事の設計業務、改修工事の設計業務、耐震改修設計業務、設計意図伝達業務、工事監理業務、耐震診断業務）
- ・対象外業務率の考え方

■主に使用する時期

- ・設計段階、工事段階

■適用方法

<業務委託等を行う際の適用方法>

- ・発注者が官庁施設の設計業務、工事監理業務等を委託する場合に、その委託料を積算するために使用します。

■適用に当たっての留意事項 [【発】発注者に対する事項]

- ・建築設計業務においては「公共建築設計業務委託共通仕様書」、工事監理業務においては「建築工事監理業務委託共通仕様書」を適用して委託する場合に、この算定方法によることができます。【発】